

# 『学校いじめ防止基本方針』

渡名喜幼小中学校

## 1 基本理念

いじめは、『人間として絶対に許されない』という強い認識に立つ。

※沖縄県いじめ対応マニュアルを基本とし、学校いじめ防止基本方針《行動計画》に沿った『いじめ防止』に取り組む。

※《行動計画》 I いじめの防止等にための対策の基本的な方向 参照

## 2 いじめ防止のための組織（いじめ防止対策推進法第22条）

(1) 毎月1回、第2水曜日に開催される校内委員会内に設置する。

(2) 必要に応じて村教委及び駐在、学校医、スクールカウンセラー等（拡大委員会）の関係者を加えて会議を行う。

※《行動計画》 II いじめ防止対策組織 参照

## 3 「いじめ防止」について

(1) 教職員→職員会議で確認（基本方針、組織・連絡体制、対応策、公開等）

(2) 児童生徒→いじめゼロ宣言で確認

(3) 保護者（地域）→説明会の実施、村教委と連携した啓発チラシの配布

※《行動計画》 III-1 いじめの未然防止の取組 参照

## 4 「早期発見」について

(1) 教職員→『見逃さない目』を養う。部会及び校内委員会の充実  
(アセスメントシートや定期アンケートの活用)

(2) 児童生徒→定期アンケート及び児童生徒会の取組

(3) 保護者（地域）→連絡・連携体制の周知

※《行動計画》 III-2 いじめの早期発見に向けての取組 参照

## 5 「いじめに対する措置」について

(1) 教職員→校内委員会及び職員会議での共通理解・共同歩調

(2) 児童生徒→学校方針及び対応の周知

(3) 保護者（地域）→学校方針及び対応の周知

※《行動計画》 III-3 いじめに対する措置 参照

## 6 重大事態への対処

(1) 学校による調査組織の設置（28条①）

拡大委員会を設置して、質問票及び適切な方法により事実関係を明確にする。

(2) 重大事態の発生と対応の流れが分かるフロー図（別紙①）

校長のリーダーシップによる全職員体制で対処する。対応は、県いじめ対応マニュアルP2（全体図）【添付①】とP10（緊急対応）【添付②】と《行動計画》（IV重大事態への対応）に基づき誠意を持って行う。

※《行動計画》 IV 重大事態への対応 参照

## 7 年間計画

<別紙参照>

## 8 PTA及び関係機関等との連携について

警察との連絡会の実施（隔月実施）、PTA役員会等を活用して実施

## 9 学校だより等での公開について

学校だより及び学校説明会等で方針の周知を図り、保護者・地域の協力を得る。